

○本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年1月10日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年本庄市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項に規定する指定管理者の公募については、本庄市広報規則（平成18年本庄市規則第17号）第2条第1項第1号に規定する広報紙又は同項第2号に規定するインターネットによる広報によるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、本庄市公の施設の管理に関する指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は本庄市公の施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）に、同条第2号に規定する収支計算書は本庄市公の施設の管理に関する収支計算書（様式第3号）によるものとする。

3 法人が指定の申請をする場合には、役員等の記載をされた登記事項証明書を添付するものとする。

(委員会の設置)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者を公正に選定し、適正な事務の運営を図るため、選定委員会を設置するものとする。

(指定管理者の指定等)

第5条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、指定した者に対して本庄市公の施設の指定管理者指定通知書（様式第4号）により、指定しなかったときは、指定しなかった者に対して本庄市公の施設の指定管理者不指定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長と指定した者は、当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(事業報告書)

第6条 条例第5条の規定による事業報告書は、本庄市公の施設の管理に関する事業報告書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年本庄市規則第17号の2)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月19日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則(平成28年3月31日規則第62号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日規則第8号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第33号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

本庄市公の施設の管理に関する指定申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者	所在地
	名 称
	代表者氏名
	連絡先（電話）

㊞

下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

指定を受けようとする公の施設の名称

様式第 2 号（第 3 条関係）

本庄市公の施設の管理に関する事業計画書

申請年月日 年 月 日

施 設 名					
団 体 名					
代 表 者 名		設 立 年 月 日	年 月 日		
団 体 所 在 地					
電 話 番 号		F A X 番 号			
E - m a i l					
指定管理実績のある 同種又は類似施設	所在地	主な業務内容	運営開始年月日		
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
事 業 計 画					
※ 事業区分別に、本業務事業計画（別紙 1）、自主事業計画（別紙 2） 及びその他事業計画（別紙 3）にそれぞれ記入のこと。					

本業務事業計画（別紙１）

施設名	
申請者名	
指定管理期間	年 月 日 ～ 年 月 日

１．団体の理念

（１）団体の経営方針等	審査項目
（２）指定管理者の指定を申請した理由	審査項目
（３）施設の現状に対する考え方及び将来展望	審査項目

２．経営方針

（１）指定管理業務を行うに当たっての方針	審査項目
（２）公平公正で平等な利用の確保	審査項目

３．運営計画

（１）職員配置（組織図、配置図を添付のこと。）及び研修	審査項目

(2) 事業計画	審査項目
(3) 利用者等の要望の把握及び実現策	審査項目
(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	審査項目
(5) P R、地域等の連携	審査項目

4. 施設の管理計画

(1) メンテナンス計画	審査項目
(2) 環境配慮	審査項目

5. その他

(1) 防犯・防災、事故等の緊急時対策	審査項目

(2) 事業を常に見直すための取組	審査項目
(3) 個人情報保護	審査項目
(4) 類似施設の管理運営実績	審査項目

6. その他特筆すべき事項

--

審査項目の番号は、別添「指定管理者候補者選定審査評価基準表」の評価項目の番号を記載しておりますので、当該評価基準表の評価項目を参照の上、記入してください。

7. 指定管理を行う上での数値目標

目標とする事項	数 値		
	1 年目	2 年目	3 年目
利用者数			
施設利用満足度（例）			

利用者数の数値目標は、必須事項とします。

なお、目標とする事項は、2 つ以上設定してください。

自主事業計画（別紙２）

施設名		
申請者名		
指定管理期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	取組内容	目標
1. 事業名	①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
2. 事業名	①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
3. 事業名	①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
4. 事業名	①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	

その他事業計画（別紙３）

施設名	
申請者名	
指定管理期間	年 月 日～ 年 月 日
1. 事業名 ①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
2. 事業名 ①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
3. 事業名 ①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	
4. 事業名 ①内容 ②実施時期（年月） ③実施回数 ④入場料 ⑤入場者数 ⑥収支	

様式第 3 号（第 3 条関係）
 本庄市公の施設の管理に関する収支計算書（ 年度）
 （施設名： ） （単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項			
目			
支出合計（B）			
項	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
	事務経費		
収支計 （A）－（B）			

＊ 1 年間の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

自主事業予算書 (年度)

团体名

[illegible]

事業ごとに別紙に記入してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市公の施設の指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市公の施設に係る指定
管理者の指定については、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定管理者として指定する施設の名称及び所在地
- 2 指定管理者として指定する期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 利用料金に関する事項
- 5 その他

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市公の施設の指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市公の施設に係る指定管理者の指定については、下記の理由により指定になりませんでしたので通知します。

記

- 1 申請に係る公の施設の名称

- ## 2 理由

様式第 6 号（第 6 条関係）

本庄市公の施設の管理に関する事業報告書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 印
連絡先（電話）

下記の施設に関する 年度の管理が完了した（取り消された）の
で、報告します。

記

施 設 名	
完了年月日	年 月 日
完 了 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- （１）管理業務の実施状況及び利用状況
- （２）使用料又は利用に係る料金等の収入実績
- （３）当該施設の管理に係る経費の収支状況
- （４）その他管理の実態を把握するために必要な書類

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)